

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針のポイント

～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～

- 常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押し。
- そのための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設。

今後のこども政策の基本理念

こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案

- ◆ こどもは保護者や社会の支えを受けながら自己を確立していく主体と認識し、保護すべきところは保護しつつ、**こどもの意見を年齢や発達段階に応じて政策に反映**。若者の**社会参画**の促進。
- ◆ 家庭が基盤。親の成長を支援することがこどものより良い成長につながる。**子育て当事者の意見を政策に反映**。

全てのこどもの健やかな成長、Well-beingの向上

- ◆ 妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の**一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、療育、福祉、教育**を提供。
- ◆ 安全で安心して過ごせる多くの**居場所を持ちながら、様々な学びや体験ができ、幸せな状態（Well-being）で成長**できるよう、家庭、学校、職域、地域等が一体的に取り組む。

誰一人取り残さず、
抜け落ちることのない支援

- ◆ 全てのこどもが、施策対象として**取り残されることなく**、当事者として持続可能な社会の実現に参画できるよう支援。
- ◆ こども本人の福祉というだけにとどまらない我が国社会の持続可能性にも資するとの認識。

こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援

- ◆ こどもの困難は、こどもの要因、家庭の要因、家庭内の関係性の要因、環境の要因等、様々な要因が複合的に重なり合って表出。**問題行動はこどもからのS O S**。**保護者自身にも支援が必要**。
- ◆ 教育、福祉、保健、医療、雇用などに**関係する機関や団体が密接にネットワークを形成し支援**。**18歳など特定の年齢で一律に区切ることなく、こどもや若者が円滑に社会生活を送ることができるようになるまで伴走**。

待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換

- ◆ 地域における関係機関やN P O等の民間団体等が連携して、**こどもにとって適切な場所に出向いてオーダーメイドの支援を行うアウトリーチ型支援（訪問支援）の充実**。
- ◆ S N Sを活用した**プッシュ型の情報発信**の充実。

データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、P D C Aサイクル（評価・改善）

- ◆ 様々な**データや統計を活用**するとともに、**こどもからの意見聴取などの定性的な事実も活用**し、個人情報を取り扱う場合にあってはこども本人等の権利利益の保護にも十分に配慮しながら、エビデンスに基づき多面的に政策を立案し、評価し、改善。

こども家庭庁の必要性、目指すもの

- ◆ こども政策を更に強力に進めていくため、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、**こどもまんなか社会の実現に向けて専一に取り組む独立した行政組織と専任の大臣が必要。**
- ◆ 新たな行政組織として、**こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務**とするこども家庭庁を創設。
- ◆ こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実。こども家庭庁と文部科学省が密接に連携。

こども家庭庁の基本姿勢

①こどもの視点、子育て当事者の視点

こどもや若者の意見を年齢や発達に応じて政策に反映。子育て当事者の意見を政策に反映。

②地方自治体との連携強化

現場のニーズを踏まえた先進的な取組を横展開し、必要に応じ制度化。人事交流の推進。定期的な協議の場の設置。

③NPOをはじめとする市民社会との積極的な対話・連携・協働

NPO等の様々な民間団体や、民生・児童委員、青少年相談員、保護司等とのネットワークの強化。民間人の積極登用。

強い司令塔機能

- ◆ 内閣総理大臣の直属の機関として、**内閣府の外局**に。
- ◆ これまで別々に担われてきた**司令塔機能をこども家庭庁に一本化し、就学前の全てのこどもの育ちの保障や全てのこどもの居場所づくりなどを主導する。**
- ◆ 各省大臣に対する**勧告権等を有する**こども政策を担当する内閣府特命担当大臣を必置化。
- ◆ 別々に運営されてきた**総理を長とする閣僚会議を一体的に運営。**
- ◆ 別々に作成・推進されてきた**大綱を一体的に作成・推進。**

法律・事務の移管・共管・関与

- ◆ 主としてこどもの権利利益の擁護、こどもや家庭の福祉・保健等の支援を目的とするものは移管。
- ◆ こどもの権利利益の擁護、こどもや家庭の福祉・保健等の支援とそれ以外の政策分野を含んでいるものは共管。
- ◆ 国民全体の教育の振興等を目的とするものは、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定するほか、総合調整。

新規の政策課題や隙間事案への対応

- ◆ こども政策に関し他省に属しない事務を担い、**各省庁の間で抜け落ちることがないように必要な取組を行うとともに、新規の政策課題に取り組む。**

体制と主な事務

- ◆ 内閣総理大臣、こども政策を担当する内閣府特命担当大臣、こども家庭庁長官の下に、内部部局として以下の3部門。
- ◆ 移管する定員を大幅に上回る体制を目指す。地方自治体職員や民間人材の積極登用。

企画立案・総合調整部門

- **こどもの視点・子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整**
 - ・ こどもや若者から意見を聴くユース政策モニターなどの実施、審議会等委員等へのこども・若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等の検討
 - ・ こども政策に関連する大綱を一体的に作成・推進、地方自治体における関連計画の策定支援
 - ・ 児童の権利に関する条約に関する取組を主体的に実施（外務省と連携）
- **必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等**
- **データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善**
 - ・ こどもや若者の意識調査、子どもの貧困対策や少子化対策に関する調査研究の充実、関連する国会報告（法定白書）の一体的な作成
 - ・ こどもや家庭に能動的なプッシュ型支援を届けるためのデジタル基盤の整備推進（デジタル庁と連携）

成育部門

- **妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等**
 - ・ 子育て世代包括支援センターによる産前産後から子育て期を通じた支援
 - ・ 産後ケアなどの支援を受けられる環境の整備
- **就学前の全てのこどもの育ちの保障**
 - ・ 幼稚園・保育所・認定こども園（「3施設」）、家庭、地域を含めた取組の主導、未就園児対策
 - ・ 3施設の教育・保育内容の基準の文部科学省との共同告示
 - ・ 認定こども園の事務の輻輳や縦割りの改善（施設整備費の一本化等）
- **相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり**
 - ・ 子ども・若者総合相談センター、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、地域子育て支援拠点の充実
 - ・ 放課後児童クラブ、児童館や青少年センター、こども食堂、学習支援の場などの様々な居場所（サードプレイス）づくり
 - ・ 児童手当の支給
- **こどもの安全**（性的被害の防止、事故防止、予防のための死亡検証(CDR)等）

支援部門

- **様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援**
 - ・ 地域の支援ネットワークづくり（子ども・若者支援地域協議会、要保護児童対策地域協議会）
 - ・ 児童虐待防止対策の強化
 - ・ いじめ防止及び不登校対策（文部科学省と連携）
- **社会的養護の充実及び自立支援**
- **こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援**
- **障害児支援**

スケジュール

- ◆ 令和5年度のできる限り早い時期に創設。次期常会に法案提出。
- ◆ 「こどもに関する政策パッケージ」等に基づき、こども家庭庁の創設を待たずにできることから速やかに実施。

こども政策を強力に進めるための安定財源の確保

- ◆ 国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進め、確保に努めていく。
- ◆ 応能負担や歳入改革、企業を含め社会・経済の参加者全員が広く負担していく新たな枠組みの検討。

こども家庭庁の組織・事務・権限について(イメージ)

(参考1)

- 内閣府の外局として設置
- 令和5年度のできる限り早期に設置
- 内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制
(移管する定員を大幅に上回る体制を目指す)

内閣総理大臣

こども政策担当大臣

こども家庭庁

司令塔機能

- 各府省庁に分かれているこども政策に関する総合調整権限を一本化
 - ・青少年の健全な育成及び子どもの貧困対策【内閣府政策統括官(政策調整)】
 - ・少子化対策及び子ども・子育て支援【内閣府子ども・子育て本部】
 - ・犯罪から子どもを守る取組【内閣官房】
 - ・児童虐待防止対策【厚生労働省】
 - ・児童の性的搾取対策【国家公安委員会・警察庁】
- 今まで司令塔不在だった就学前のこどもの育ちや放課後のこどもの居場所についても主導
- こどもや子育て当事者、現場(地方自治体、支援を行う民間団体等)の意見を政策立案に反映する仕組みの導入(これらを踏まえた各府省所管事務への関与)

各府省から移管される事務

- <内閣府>
 - 政策統括官(政策調整担当)が所掌する子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務
 - 子ども・子育て本部が所掌する事務
- <文部科学省>
 - 総合教育政策局が所掌する災害共済給付に関する事務
- <厚生労働省>
 - 子ども家庭局が所掌する事務(婦人保護事業を除く。)
 - 障害保健福祉部が所掌する障害児支援に関する事務

新たに行う・強化する事務

性的被害の防止、CDRの検討、プッシュ型支援を届けるデジタル基盤整備 等

※CDR : こどもの死亡の原因に関する情報の収集・分析・活用などの予防のためのこどもの死亡検証

こども政策に関わる各府省大臣

文部科学省

- 教育の振興
- 学校教育の振興
(制度、教育課程、免許、財政支援など)

○幼児教育の振興

○学校におけるいじめ防止、不登校対策

厚生労働省

○医療の普及及び向上

○労働者の働く環境の整備

その他の府省

総合調整権限に基づく勧告

幼稚園教育要領・
保育所保育指針を
相互に協議の上
共同で策定

いじめ重大事態に
係る情報共有と対策の
一体的検討

医療関係各法に基づく
基本方針等の策定に
おける関与

こども家庭庁の創設について(イメージ)

(参考2)

こども家庭庁の創設により、

- こどもと家庭の福祉・保健その他の支援、こどもの権利利益の擁護を一元化
- 年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援を実現
- 就学前の育ちの格差是正
- こども・子育て当事者の視点に立った政策の実現（プッシュ型情報発信、伴走型支援）

